

## 平成 2 1 年第 1 2 回美郷町議会定例会

### 議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

#### 議案審議 (質疑～討論～表決)

- 第 1 議案第 8 3 号 工事請負契約の締結について
- 第 2 議案第 8 6 号 美郷町公民館使用料徴収条例の一部改正について
- 第 3 議案第 8 7 号 美郷町老人福祉センター清水苑の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 8 8 号 美郷町交流センター設置条例の一部改正について
- 第 5 議案第 8 9 号 美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第 9 0 号 美郷町都市公園条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9 1 号 指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 9 2 号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 9 3 号 指定管理者の指定について
- 第 1 0 議案第 9 4 号 指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 9 5 号 平成 2 1 年度美郷町一般会計補正予算第 9 号
- 第 1 2 議案第 9 6 号 平成 2 1 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 1 3 議案第 9 7 号 平成 2 1 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 1 4 議案第 9 8 号 平成 2 1 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 1 5 議案第 9 9 号 平成 2 1 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 5 号

#### 付託陳情審議 (委員長報告 質疑～討論～表決)

- 第 1 6 陳情第 6 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情
- 第 1 7 陳情第 7 号 雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情
- 第 1 8 陳情第 8 号 社会保障と教育予算の拡充を求める陳情
- 第 1 9 陳情第 9 号 くらし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情
- 第 2 0 陳情第 1 0 号 法務局の増員に関する陳情
- 第 2 1 陳情第 1 1 号 2 0 1 0 年度の年金確保に関する陳情

第 2 2 陳情第 1 2 号 最低保障年金制度創設などを求める陳情

第 2 3 陳情第 1 3 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情

追加議案審議（上程～表決）

追加第 1 発議第 5 号 町長の専決処分指定事項に関する決議について

追加第 2 発議第 6 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

追加第 3 発議第 7 号 雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書の提出について

追加第 4 発議第 8 号 行政サービスの拡充を求める意見書の提出について

追加第 5 発議第 9 号 法務局の増員に関する意見書の提出について

追加第 6 発議第 1 0 号 2 0 1 0 年度の年金確保に関する意見書の提出について

追加第 7 発議第 1 1 号 最低保障年金制度創設などを求める意見書の提出について

追加第 8 発議第 1 2 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について

追加第 9 議員派遣について

追加第 1 0 閉会中の継続審査及び継続調査について

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長兼 総合サービス課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者 兼出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	高橋潔君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	照井智則君	商工観光交流課長	小林宏和君
建設課長	鈴木隆君	農業委員会会長	渡邊調君
農業委員会 農事務局長	小野寺光廣君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	泉谷隆雄君	幼児教育課長	草薙正子君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤克太郎	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

---

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、本会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎議案第83号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第83号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番飛澤龍右エ門君。

○16番（飛澤龍右エ門君） エコサッシ改修工事でございますけれども、子供たちには環境のよいところで勉強していただくことがまず何よりだと思いますけれども、従来型のサッシと、このエコサッシの比較は、もし比較するものがあつたら提示してもらいたいんですけれども。

○議長（高橋 猛君） 学務課長。

○学務課長（辻 一志君） 窓からの熱がどれだけ逃げるかという数字で熱還流率というのがあるそうでございます。設計の説明では、その熱還流率なるものが大体2割から3割ほど節減できるという話でございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。飛澤龍右エ門君。

○16番（飛澤龍右エ門君） そうすれば、このペアガラスの方の製作する方の説明でございますか。要するに、まず六郷中学校がこういう形で改修されるわけでございますけれども、いずれ交付金事業でございますけれども、費用対効果があれば非常にいいところでございますけれども、まず、ただ環境にいいということは私たちもわかっているところでございますけれども、まず、ほかの資料がないとすればこれでいいです。

○議長（高橋 猛君） 学務課長。

○学務課長（辻 一志君） 今申し上げた数字は、メーカー側の製品の説明でございますけれども、非常に効果はあるものと考えております。現在、六郷中学校については、体育館、リリオス、もとのリリオスですけれども、あと特別教室は既に二重ガラスになっておりまして、教室と管理棟

だけがまだペアガラスになっておりませんので、全体的な二重ガラスになることによって熱効率がさらに高まるものと考えております。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第83号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第83号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第86号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第86号 美郷町公民館使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第86号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第86号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 美郷町公民館使用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第87号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第87号 美郷町老人福祉センター清水苑の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第87号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第87号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 美郷町老人福祉センター清水苑の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第88号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第88号 美郷町交流センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第88号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第88号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 美郷町交流センター設置条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第89号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第89号 美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第89号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第89号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第90号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第90号 美郷町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第90号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第90号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号 美郷町都市公園条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第91号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第7、議案第91号 指定管理者の指定についてを議題といたします。  
説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第91号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第91号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第92号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第92号 指定管理者の指定についてを議題といたします。  
説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第92号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第92号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第93号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第93号 指定管理者の指定についてを議題といたします。  
説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第93号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第93号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第94号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第94号 指定管理者の指定についてを議題といたします。  
説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第94号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第94号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 指定管理者の指定については、

原案のとおり決しました。

---

◎議案第95号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第95号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第9号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第95号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第95号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第96号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第96号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） きこのうの説明で、医療費が伸びているということでしたけれども、それからまた高額医療費、これもまた県全体でも伸びているというような確か説明だったと思いますが、その理由とといいますか内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） お答えいたします。

大きく言って二つあるかと思います。

一つは、大変お医者さんにかかる方が多いと。前年と比較しまして、1カ月当たり受診件数、

昨年までは8,200件でございました。ことしはまだ5カ月しか経過していない時点の推計でござい  
ますけれども8,600件、医療費でほぼ3割伸びてございます。

もう一つは、長期入院者が非常に多いと、多くなっているということでございます。去年は11  
名でございました。これはある時期をとって比較してございますけれども、今回は29名、ほぼ2.5  
倍ぐらいに伸びてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） いろいろ重篤な方もいるのではないかと予想しますけれども、まだ今後  
の状況というのはまだまだちょっと、はっきりしたことは言えないとは思いますが、こういう医  
療費の伸びと、それから税にかかわる関係で、今後、医療費が伸びれば税ももちろん上げていく  
という方向になるとは思いますが、こういう情勢ですので、そこら辺どのように考えているのか  
お伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） お答えいたします。

今現在、国保特会では7カ月の医療費しか支払ってございません。まだ5カ月の未払いを残し  
ております。そういう意味では非常に国保特会に一番影響を与えるであろう医療費の総額をまだ  
つかみ切れていないということと、それから、歳入におきましては、定額で入ります国庫補助も  
しくは特別調整交付金等々の国庫補助、国庫負担金がまだ未確定な部分が大変ございます。そう  
いう意味では、なかなかこの時点で予測を述べるというのはちょっと難しいと考えております。  
いずれ医療費の動き、もらえるものはもらいたいというような形では国庫補助ももらうように取  
り組みまして、その推移なり動向なりを見定めていきたいなと考えております。

○議長（高橋 猛君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第96号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第96号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 平成21年度美郷町国民健康保

険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第97号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第97号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番武藤 威君。

○4番（武藤 威君） 次の本当は下水道にも聞きたいと思っておりましたけれども、この事業は、上下水道を含めて町では旧町時代から進めてきて、なくてはならない、しかも金のかかるという事業でございますけれども、一体全体、現段階で100％とは言い切れないと思っておりますけれども、この美郷町全域に、それより今現在上下水道何％ぐらい町として施設をしてきたかと、その辺を聞いておきたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

今、美郷町全体では簡易水道事業ということで11カ所を実施しております。まだ町の接続率は約60％、約の数字ですけれども、60％ぐらいの接続率というふうになってございます。

下水道につきましては、公共下水は六郷地区のみとなっております。これの接続率は44％ほどとなっております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第97号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第97号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

---

◎議案第98号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第98号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第98号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第98号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

---

◎議案第99号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第99号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第99号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第99号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 平成21年度美郷町農業集落排

水事業特別会計補正予算第5号は原案のとおり決しました。

---

◎陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第16、陳情第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書を議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 熊谷隆一君、登壇願います。

（総務常任委員長 熊谷隆一君 登壇）

○総務常任委員長（熊谷隆一君） 12月11日の本会議におきまして当委員会に審査を付託されました陳情第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書についての審査経過と結果をご報告いたします。

12月14日、総務常任委員会を開催して、慎重に審査いたしました。改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増が懸念されることによる法の早期完全施行と、個人及び中小企業事業者向けのセーフティネット貸付の充実を図る陳情内容は、採択が相当であるという意見がありました。採決を行った結果、全会一致で採択と決しましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第6号について、ただいまの委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書は、総務常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

◎陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第17、陳情第7号 雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情を議題といたします。

この陳情の審査方を産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
産業建設常任委員長 杉澤隆一君、登壇願います。

（産業建設常任委員長 杉澤隆一君 登壇）

○産業建設常任委員長（杉澤隆一君） 本定例会の12月11日、本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第7号 雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情についての審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月14日、全委員出席のもと産業建設常任委員会を開催して、慎重に審査いたしました。昨年暮れの「年越し派遣村」に象徴されるように、派遣切り、雇用破壊が深刻化しており、それにストップをかけることが緊急課題となっており、労働者の雇用と生活を守る施策の強化が必要なことから、陳情内容については採択が相当であるとの意見でありました。採決の結果、全会一致で採択と決しましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第7号について、ただいまの委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第7号 雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情は、産業建設常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

◎陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第18、陳情第8号 社会保障と教育予算の拡充を求める陳情を議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
教育民生常任委員長 泉 繁夫君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 泉 繁夫君 登壇)

○教育民生常任委員長(泉 繁夫君) 去る12月11日、本会議におきまして当委員会に審査を付託されました陳情第8号 社会保障と教育予算の拡充を求める陳情について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

去る12月14日、委員5名の出席のもと教育民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。社会保障施策の充実や生活保護制度の拡充、教育予算の大幅拡充などの趣旨は理解できますが、一般労働者や年金生活者より生活保護世帯の所得が多いなど、一般労働者の勤労意欲をそぐなどの事例があり、制度の見直しが必要などの意見が出されました。採決した結果、採択すべきもの1名、趣旨採択すべきもの3名となり、本委員会として趣旨採択といたしました。以上、ご報告申し上げます。

○議長(高橋 猛君) ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

4番武藤 威君。

○4番(武藤 威君) ただいま委員長が委員会の中身に触れまして、趣旨採択ということのようですけれども、私は、今、この近ごろの新聞・テレビ等を見ても、民主党初め与党の方々は大きなものより保障、教育、そういうものにお金をかけていこうという矢先のことで、それに対してのこの陳情でございますけれども、やはり今、ことしの正月、近々で、年とれたかなという人、何人いるべがなと私自身この近くを、この美郷町内を見ても心配しておるわけですけれども、大変厳しいと、一日を争うと。そういう中で趣旨採択ということになれば、さまざまな意見は出たようすけれども、そのほか、まだあったかと思しますので、その審議の内容をもうちょっと詳しく、どういう意見が出たか、そのほか出たか、ただこれだけで趣旨にしたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長(高橋 猛君) 委員長。

○教育民生常任委員長(泉 繁夫君) この陳情の願意は本当に理解できるわけですけれども、そのほかの意見として、一般労働者、さらには年金生活者よりの苦情と申しますか、生活保護世帯の所得が多い。大変ふだん生活している中で、生活保護世帯の方々が非常に苦勞して税金を納めてぎりぎりの生活をしている者と比べて優位に見えるような意見が出されまして、ぜひとも見直すべきではないかということで、趣旨採択となったものと思います。以上です。

○議長(高橋 猛君) 4番武藤 威君。



○4番（武藤 威君） 要するに、最後のことですけれども、意味わかりますか。何か私の頭ではわかりませんが、年金暮らしと、厳しい人に対して、何と。その辺もう一回。

○議長（高橋 猛君） 委員長。

○教育民生常任委員長（泉 繁夫君） 生活保護世帯の待遇と申しますか、一般生活している中で、その人方がぎりぎりの生活で税金を納めている、あるいは年金生活でぎりぎりやっておられる方の目から見ますと、非常に改善すべき点があるのではないかという意見が出たわけでございます。そういったわけで、趣旨はわかりますが、採択というわけにはいかず、趣旨採択ということで決まりました。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「まあいい」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第8号について、ただいまの委員長報告のとおり趣旨採択とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 暫時休憩します。

（午前10時35分）

---

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

○議長（高橋 猛君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

陳情第8号について、これより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋 猛君） 起立多数と認めます。よって、陳情第8号 社会保障と教育予算の拡充を求める陳情は、教育民生常任委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

---

◎陳情第9号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第19、陳情第9号 ぐらし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情を議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 熊谷隆一君、登壇願います。

（総務常任委員長 熊谷隆一君 登壇）

○総務常任委員長（熊谷隆一君） 12月11日の本会議におきまして当委員会に審査を付託された陳情第9号 ぐらし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情についての審査経過と結果をご報告いたします。

12月14日、総務常任委員会を開催して、慎重に審査いたしました。地方分権の推進は図るべきではあるが、財源を伴わない急激な権限移譲は地方自治体に過重な負担を強いることになるなどの議論がされました。採決を行った結果、採択とすべきもの3名、趣旨採択とすべき者2名、継続審査とすべきもの1名となり、本委員会として採択と決しましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第9号について、ただいまの委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第9号 ぐらし支える行政サービス・人員の拡充を求める陳情は、総務常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

◎陳情第10号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第20、陳情第10号 法務局の増員に関する陳情を議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 熊谷隆一君、登壇願います。

(総務常任委員長 熊谷隆一君 登壇)

○総務常任委員長(熊谷隆一君) 12月11日の本会議におきまして当委員会に審査を付託された陳情第10号 法務局の増員に関する陳情についての審査経過と結果をご報告いたします。

12月14日、総務常任委員会を開催して、慎重に審査いたしました。地図整備事業の地図の作成業務を初めとする法務局の所管する業務量は年々複雑かつ高度化してきています。このようなことから、行政サービスを維持する上でも陳情内容は採択が相当であるという意見と、陳情者から内容の説明を求めるべきとの意見がありました。採決をした結果、採択とすべきもの4名、継続審査とすべきもの1名となり、本委員会として採択と決しましたので、ご報告いたします。

○議長(高橋 猛君) ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

陳情第10号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第10号について、ただいまの委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、陳情第10号 法務局の増員に関する陳情は、総務常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### ◎陳情第11号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 次に、日程第21、陳情第11号 2010年度の年金確保に関する陳情を議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
教育民生常任委員長 泉 繁夫君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 泉 繁夫君 登壇)

○教育民生常任委員長(泉 繁夫君) 去る12月11日、本会議において当委員会に付託されました陳情第11号 2010年度の年金確保に関する陳情について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

す。

去る12月14日、そして15日の両日、教育民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。2006年度以降、年金は据え置かれており、高齢者の医療費、介護保険料の上昇などにより、高齢者の生活はますます厳しさが増すことが想定されます。こうした中、2010年度の年金額の減額改正は行わないでくださいとの趣旨は十分に理解できるとの意見が出されました。採決した結果、出席委員全員一致で本委員会の採択といたしました。以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第11号について、これから採決いたします。

お諮りします。陳情第11号について、ただいまの委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第11号 2010年度の年金確保に関する陳情は、教育民生常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### ◎陳情第12号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第22、陳情第12号 最低保障年金制度創設などを求める陳情を議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
教育民生常任委員長 泉 繁夫君、登壇願います。

（教育民生常任委員長 泉 繁夫君 登壇）

○教育民生常任委員長（泉 繁夫君） 12月11日、本会議において当委員会に付託されました陳情第12号 最低保障年金制度創設などを求める陳情について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

去る12月14日・15日、両日、教育民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。高齢者の生活は、年金額の据え置きや医療費・介護保険料などの社会保険料の増加等ますます厳しさを

増すことが想定されることから、高齢者の福祉充実のため最低保障年金制度の創設など、制度の充実が必要などの意見が出されました。採決した結果、出席委員全会一致で本委員会として採択と決しました。以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第12号について、ただいまの委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第12号 最低保障年金制度創設などを求める陳情は、教育民生常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

### ◎陳情第13号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第23、陳情第13号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情を議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長 泉 繁夫君、登壇願います。

（教育民生常任委員長 泉 繁夫君 登壇）

○教育民生常任委員長（泉 繁夫君） 去る12月定例会において、当委員会に付託されました陳情第13号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

去る12月14日、委員5名の出席のもと教育民生常任委員会を開催いたしました。慎重に審査したわけですけれども、後期高齢者医療制度の廃止については、政府内には医療制度総体の検討を先行させるとの意見もあるとのことですが、企業負担等や検討課題がある中で、高齢者を取り巻く厳しい経済状況のもと、後期高齢者医療制度を一たん廃止し、いま一度国全体での制度の見直しが必要であるとの意見が出されました。採決した結果、出席委員全会一致で本委員会として採

扱といたしました。以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第13号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第13号について、ただいまの委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第13号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情は、教育民生常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

以上で委員長報告を終わります。

なお、先ほどの議案第83号の質疑に対して、学務課長の答弁に訂正があるそうですので、発言を許可します。学務課長。

○学務課長（辻 一志君） 先ほどの議案第83号の飛澤議員の質問に対しまして、私、六郷中学校について、もとのリリオスと申し上げてしまいました。もとのアスパルでございます。おわびして訂正いたします。申しわけありませんでした。

○議長（高橋 猛君） ここで10分間休憩します。

（午前10時50分）

---

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時00分）

---

○議長（高橋 猛君） ただいま配付しました追加日程表のとおり議案が提出されております。

これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 00 分)

---

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 02 分)

---

◎発議第 5 号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第 1、発議第 5 号 町長の専決処分指定事項に関する決議についてを上程し、議題といたします

発議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。深沢義一君、登壇願います。

(17番 深沢義一君 登壇)

○17番（深沢義一君） 発議第 5 号につきましては、適用前に相当な抑止効果が期待できることや、正しくサービスの対価を納めている方々との公平性も担保されることなどから提出するもので、「別紙 1 について」を加えるものであります。以上です。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。(「9 番」の声あり) 反対討論ですか。(「はい」の声あり)

本案に対する反対討論の発言を許します。9 番 泉 美和子君、登壇願います。

(9 番 泉 美和子君 登壇)

○9 番（泉 美和子君） 私は、反対の立場から討論をいたします。

景気が悪化し、格差と貧困の広がりの中で、町民の生活は大変です。大変な町民生活のもとで発生した滞納について、どう対応するのか、自治体の姿勢が問われる問題です。

滞納者の中には払いたくても払えない人たちも多くいます。これまで町としても滞納者に対し、一律に悪質とせず、実情を充分調査する立場で臨んでこられていることと思いますが、困難でも

繰り返しこうした対応をしていくことが行政のとるべき道だと考えます。

ですので、町長の専決処分事項に「別紙1」を加えることには賛成できません。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。（「15番」の声あり）賛成討論ですか。

15番熊谷隆一君の賛成討論を許可します。登壇願います。

（15番 熊谷隆一君 登壇）

○15番（熊谷隆一君） 発議第5号につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

20年度の決算報告にもありましたように、町税や各種の利用料などの合計未済額は、町において約2億円余りになっております。そのため町では納付相談や納付督促のため専任の職員を配置するなどの対策に当たっており、それなりの成果を上げておりますが、未済額は年々増加する傾向にあり、このままの状態を放置することは、納付に対するモラルハザードの状態を起こしかねません。

現下の厳しい経済情勢にもかかわらず、努力をして納付している町民の気持ちを大切に、町民総意で美郷町の発展を目指すべきものと考え、今回の発議内容は適正なルールと考え、賛成するものであります。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 以上で討論を終結いたします。

発議第5号について、これより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋 猛君） 起立多数と認めます。よって、発議第5号 町長の専決処分指定事項に関する決議については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第6号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第2、発議第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

（事務局長朗読）



○議長（高橋 猛君） お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

これより発議第6号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって発議第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第7号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第3、発議第7号 雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

これより発議第7号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号 雇用と生活をまもる施策強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第8号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第4、発議第8号 行政サービスの拡充を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 2番熊谷良夫君。

○2番（熊谷良夫君） 賛成ね。一人でもいいかい。

○議長（高橋 猛君） 暫時休憩します。

（午前11時13分）

---

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時13分）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

これより発議第8号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号 行政サービスの拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第9号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第5、発議第9号 法務局の増員に関する意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によっ

て、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第9号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第9号 法務局の増員に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第10号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第6、発議第10号 2010年度の年金確保に関する意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第10号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第10号 2010年度の年金確保に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第11号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第7、発議第11号 最低保障年金制度創設などを求める意見書の

提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第11号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第11号 最低保障年金制度創設などを求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第12号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第8、発議第12号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) お諮りします。ただいまの発議は、会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第12号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第12号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

◎議員派遣について

○議長（高橋 猛君） 追加日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、派遣すること  
したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付し  
たとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（高橋 猛君） 追加日程第10、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたしま  
す。

議会運営委員長、各常任委員長、議会広報特別委員長より、審査中の事件等について会議規則  
第75条の規定によりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出  
がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の  
継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で今定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして平成21年第12回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時21分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成21年12月16日

美郷町議会議長      高   橋      猛

署 名 議 員      福   田      守

署 名 議 員      泉      美和子